

森林整備法人等の累積債務処理 に係る特別立法を求める決議

平成 21 年 1 月 22 日

全国都道府県議会議長会

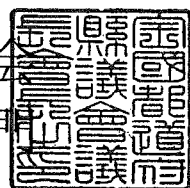
森林整備法人等の累積債務処理 に係る特別立法を求める決議

本会は、1月22日、臨時総会を開催し、標記決議を別紙のとおり
決定いたしました。

つきましては、この決議が実現されますよう特段の御高配をお願い
申し上げます。

平成21年1月22日

全国都道府県議会議長会
会長 大野 忠右エ門



森林整備法人等の累積債務処理 に係る特別立法を求める決議

森林整備法人は、国の拡大造林政策を推進するため、国の通達に基づき山間へき地や離島など未開発の条件不利地を対象として営林地展開を行ってきた。その結果、分収林面積は全国で39万haに及び、民有の人工林面積800万haの5%を占め、水源かん養や国土保全、二酸化炭素の吸収など森林のもつ多面的機能が発揮され、国民が豊かで安全・安心な生活をする上で重要な役割を果たしてきたところである。

しかしながら、森林整備法人は、創設時の経緯から事業資金を旧農林漁業金融公庫等の借入により調達せざるを得なかった上に、その後の植林、保育等のコストの上昇や国の外国産材の輸入自由化による国産材価格の下落など林業そのものが抱える構造的問題等により借入債務が累積し、借入金の償還のために新たな借入を行い、返済困難という最悪の債務状況に陥っている。

平成19年度末の全国の森林整備法人の長期借入金残高は1兆円を超えており、森林整備法人の経営は極めて厳しい状況にあり、ひいては、都道府県の財政運営にも莫大な負担となっているところである。

このような森林整備法人及び設立主体である都道府県の危機的な財政状況に対処し、森林の有する多様な公益的機能を次世代に健全な姿で引き継ぐためには、この問題の抜本的な解決を図る必要がある。さらに財政健全化法の施行や新しい公益法人制度の導入によって、森林整備法人の巨額の債務超過への対応は焦眉の急となっている。しかし、都道府県の独自の取組には限界があることから、新たな法的枠組みによる支援が不可欠な状況にある。

よって、国においては、森林整備法人と同種の国有林野事業に係る多額の累積債務について「国有林野事業の改革のための特別措置法」（平成10年法律第134号）を制定し債務処理を行った経緯を踏まえ、森林整備法人等が抱える問題を早期に解決するため、同様の考え方に立ち、下記の事項を内容とする特別措置法を制定することにより抜本的な対策を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 森林整備法人の債務圧縮と将来にわたる利子負担軽減のための新たな金融支援制度の創設
- 2 森林整備法人の経営支援を行う都道府県に対する財政負担軽減のための地方財政措置制度の拡充
- 3 森林整備法人の既往債務処理への対応を行った場合の都道府県に対する負担軽減のための支援制度の創設

以上、決議する。

平成21年1月22日

全国都道府県議会議長会